

2021年度 支部定時総会・幹事会他 開催

〔東北支部〕

東北支部の2021年度定時総会及び賛助会員連絡会が、6月24日（木）ホテルモントレ仙台（仙台市青葉区）に於いて開催された。今年度の定時総会は正会員、事業所会員12社の出席にて開催された。また総会終了後に行われた賛助会員連絡会には正会員、事業所会員12社の他、賛助会員63社が参集され、計75社の参加にて開催された。



東北支部賛助会員連絡会会場

【2021年度東北支部定時総会 要旨】

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 2021年6月24日（木）11:45～12:30 |
| 場 所 | ホテルモントレ仙台（仙台市青葉区） |
| 次 第 | 1. 佐藤淳支部長（株式会社佐藤代表取締役社長）挨拶
2. 2020年度事業報告ならびに決算報告
3. 2021年度事業計画ならびに収支予算案 |

【2021年度東北支部賛助会員連絡会 要旨】

- | | |
|-----|--|
| 日 時 | 2021年6月24日（木）13:00～14:30 |
| 場 所 | ホテルモントレ仙台（仙台市青葉区） |
| 次 第 | 1. 佐藤淳支部長（株式会社佐藤代表取締役社長）挨拶
2. 賛助会員代表（キッコーマン食品株式会社牧野聖也氏）挨拶
3. 本部活動報告 日食協専務理事 時岡肯平 |

〔北海道支部〕

北海道支部の2021年度定時総会が、6月25日（金）京王プラザホテル札幌（札幌市中央区）に於いて開催された。今年度の総会も昨年と同様に新型コロナウイルス感染症状況下を鑑み、正会員、事業所会員、賛助会員世話人会幹事の参加にて開催された。



北海道支部定時総会会場

【2021 年度北海道支部定時総会 要旨】

- 日 時 2021 年 6 月 25 日（金）13:00 ～ 14:00
- 場 所 京王プラザホテル札幌（札幌市中央区）
- 次 第 1. 黒沢忠寿北海道支部長（日本アクセス北海道株式会社代表取締役社長
社長執行役員）挨拶
2. 2020 年度事業報告ならびに決算報告
3. 2021 年度事業計画ならびに収支予算案
4. 役員改選
5. 支部活動状況報告
日本アクセス北海道（株）商品部 課長 池田晃
6. 本部活動報告 専務理事 時岡肯平

〔北陸支部〕

北陸支部の 2021 年度定時総会が、7 月 6 日（火）ホテル日航金沢（石川県金沢市）に於いて開催された。今年度の総会も昨年と同様に規模を大幅に縮小し、正会員、事業所会員のみにて行う開催となった。



北陸支部定時総会会場

【2021 年度北陸支部定時総会 要旨】

- 日 時 2021 年 7 月 6 日（火）11:00 ～ 13:00
- 場 所 ホテル日航金沢（石川県金沢市）
- 次 第 1. 荒木章北陸支部長（カナカン株式会社取締役会長）挨拶
2. 2020 年度事業報告ならびに決算報告
3. 2021 年度事業計画ならびに収支予算案
4. 本部活動報告 専務理事 時岡肯平

〔中・四国支部〕

中・四国支部の 2021 年度定時総会が、7 月 7 日（水）ホテルグランヴィア広島（広島市南区）に於いて開催された。今年度の総会も新型コロナウイルス感染症状況下で賛助会員の出席はなく、正会員、事業所会員 10 社の出席となった。

【2021 年度中・四国支部定時総会 要旨】

日 時	2021 年 7 月 7 日（水）11:00 ～ 12:00
場 所	ホテルグランヴィア広島（広島市南区）
次 第	1. 守分孝治中・四国支部長（藤徳物産株式会社代表取締役社長）挨拶 2. 2020 年度事業報告ならびに決算報告 3. 2021 年度事業計画ならびに収支予算案 4. 本部活動報告 専務理事 時岡肯平

[九州・沖縄支部]

九州・沖縄支部の2021年度幹事会が、7月8日(木)ANAクラウンプラザホテル福岡(福岡市博多区)に於いて開催された。例年幹事会の終了後に行われている定時総会は賛助会員の参加が困難なため、幹事会のみで開催となり、正会員、事業所会員13社中11社の出席となった。

【2021 年度九州・沖縄支部幹事会 要旨】

日 時	2021 年 7 月 8 日（水）11:00 ～ 12:00
場 所	ANA クラウンプラザホテル福岡（福岡市博多区）
次 第	1. 網田日出人支部長（ヤマエ久野株式会社代表取締役会長 CEO）挨拶 2. 2020 年度事業報告ならびに決算報告 3. 2021 年度事業計画ならびに収支予算案 4. 役員改選の件 5. 本部活動報告 専務理事 時岡肯平

[関東支部、東海支部、近畿支部]

関東支部、東海支部、近畿支部の2021年度定時総会は新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、会議での開催は行わず、書面での決議を行った。

その結果、3支部共にそれぞれの「2020 年度事業報告及び決算報告」「2021 年度事業計画及び収支予算」が承認、決議された。

一般社団法人 日本加工食品卸協会 支部役員名簿

【北海道支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	黒沢 忠寿	日本アクセス北海道株式会社	代表取締役社長 社長執行役員
副支部長	諏訪 勝巳	国分北海道株式会社	代表取締役社長 執行役員
副支部長	近藤 貴俊	三菱食品株式会社北海道支社	執行役員 北海道支社長
会計監事	坂本 秀明	株式会社スハラ食品	代表取締役社長 社長執行役員
常任幹事	伊関 淑之	北海道酒類販売株式会社	代表取締役社長
常任幹事	池内 斉	加藤産業株式会社 北海道支社	執行役員 北海道支社 支社長
常任幹事	坂本 昌弥	三井食品株式会社 北海道支社	支社長

【東北支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	佐藤 淳	佐藤株式会社	代表取締役社長
副支部長	佐藤 和宏	国分東北株式会社	代表取締役社長執行役員
会計監事	鈴木 徹郎	株式会社山形丸魚	代表取締役社長

【関東支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	佐々木淳一	株式会社日本アクセス	代表取締役社長 社長執行役員
副支部長	物井 敦	国分グループ本社株式会社	取締役常務執行役員
副支部長	南 博貴	国分首都圏株式会社	執行役員 第二営業本部長
副支部長	望月 義人	三井食品株式会社	首都圏第一支社 支社長代理
副支部長	植村 敏男	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長
副支部長	片岡 博彰	三菱食品株式会社	執行役員 営業第一本部長
会計監事	神保 敏郎	伊藤忠食品株式会社	東日本営業本部 副本部長
幹 事	田中 正昭	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長
幹 事	後藤 毅	株式会社ヤグチ	執行役員 物流部長兼商品部長
幹 事	長沢 憲明	コンタツ株式会社	物流統括部長
幹 事	竹田 富一	株式会社升喜	営業本部商品政策部 取締役統括部長
幹 事	山崎 進	株式会社マルイチ産商	執行役員 食品事業部長
幹 事	斉藤 浩一	横浜乾物株式会社	代表取締役社長
幹 事	前原 康宏	国分関信越株式会社	代表取締役社長執行役員
幹 事	山口 茂	ヤマキ株式会社	取締役会長
幹 事	奥田 良三	ユアサ・フナショク株式会社	常務取締役
幹 事	増子 幸吉	常洋水産株式会社	取締役営業本部長
幹 事	高橋 定男	群馬県卸酒販株式会社	代表取締役社長
常任幹事	時岡 肯平	一般社団法人日本加工食品卸協会	専務理事

【東海支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	永津 嘉人	株式会社トーカン	代表取締役 執行役員社長
会計監事	西山 徹	西山商事株式会社	代表取締役社長
幹 事	北村 篤司	株式会社北村商店	代表取締役社長
幹 事	佐藤 太一	伊藤忠食品株式会社東海営業本部	執行役員 東海営業本部本部長
幹 事	福井 稔	国分中部株式会社	代表取締役社長執行役員
幹 事	幸村 伸二	三井食品株式会社	中部支社 支社長
幹 事	山口 勉	三菱食品株式会社中部支社	執行役員 中部支社長

【北陸支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	荒木 章	カナカン株式会社	代表取締役会長
副支部長	澤田 悦守	北陸中央食品株式会社	代表取締役会長
会計幹事	北野 守	石川中央食品株式会社	代表取締役社長
幹 事	塩田 浩一	株式会社田中与商店	代表取締役社長
幹事（監査）	藤井 伸子	マルコク株式会社	代表取締役社長

【近畿支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	岡本 均	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長・社長執行役員
副支部長	菅 公博	加藤産業株式会社	専務取締役
会計監事	角田 勇吉	五大物産株式会社	代表取締役社長
幹 事	角 博之	国分西日本株式会社	専務執行役員

【中・四国支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	守分 孝治	藤徳物産株式会社	代表取締役社長
副支部長	廣川 正和	広川株式会社	代表取締役社長
会計監事	滝本 徳一	国分西日本株式会社	常務執行役員 中国支社長

【九州・沖縄支部】

役 職	氏 名	企業名・役職	
支 部 長	大森 礼仁	ヤマエ久野株式会社	代表取締役社長ＣＯＯ
副支部長	本村 陽一	コゲツ産業株式会社	専務取締役
会計監事	今井 博臣	国分九州株式会社	代表取締役社長執行役員
幹 事	石橋 講	旭食品株式会社	取締役 九州支社長
幹 事	森 洋之	伊藤忠食品株式会社	九州支店長
幹 事	金子 潤一	加藤産業株式会社	執行役員 九州支社長
幹 事	大石 康也	株式会社日本アクセス	執行役員西日本営業部門長代行九州エリア統括
幹 事	崎浜 敬	三井食品株式会社	執行役員 九州支社長
幹 事	佐塚 一郎	三菱食品株式会社	九州支社長
幹 事	松尾 裕二	株式会社三久食品	代表取締役社長
幹 事	平林 宏一	平林食品株式会社	代表取締役社長
幹 事	宇野 圭郎	株式会社竹之下	会長

2022年1月施行 電子帳簿保存法の改正について



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

税務問題対応ワーキンググループ

目次



一般社団法人 **日本加工食品卸協会**

- 1、電子帳簿保存法の概要
- 2、電子帳簿等保存
- 3、スキャナ保存
- 4、電子取引
- 5、電子取引データの保存
- 6、参考

1、電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法とは・・・

国税関係の帳簿類や証憑類の全部または一部を電子データで保存することを認めた法律で1998年に成立。以降何度か改正が行われております。

2021年度

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、

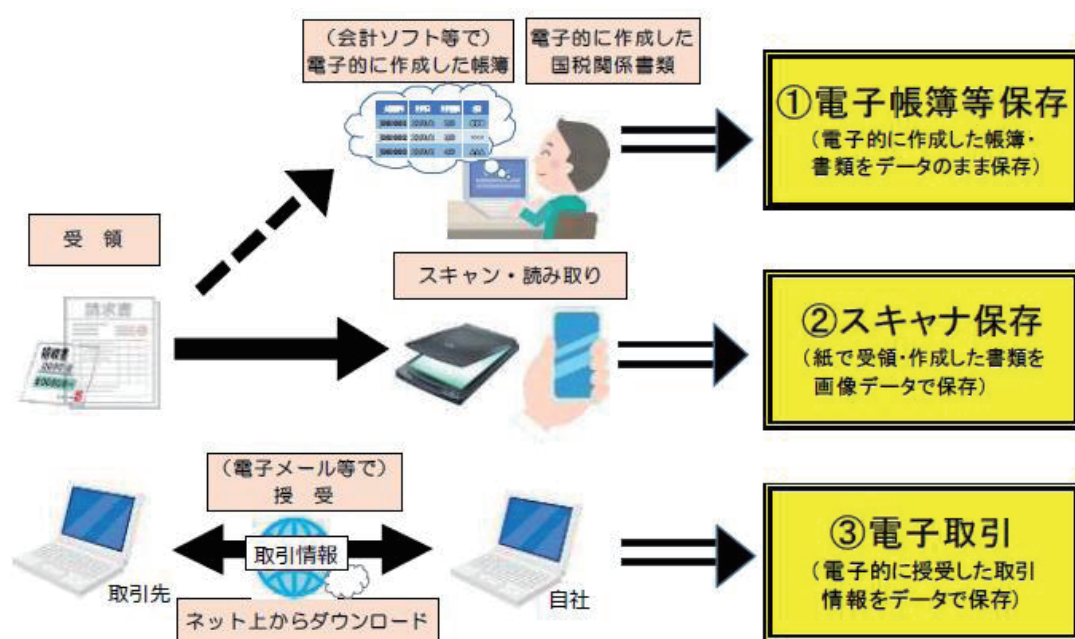
帳簿書類の電子的に保存する際の手続き等について抜本的な見直しが行われました。



2

1、電子帳簿保存法の概要

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく以下の3種類に区分されています。

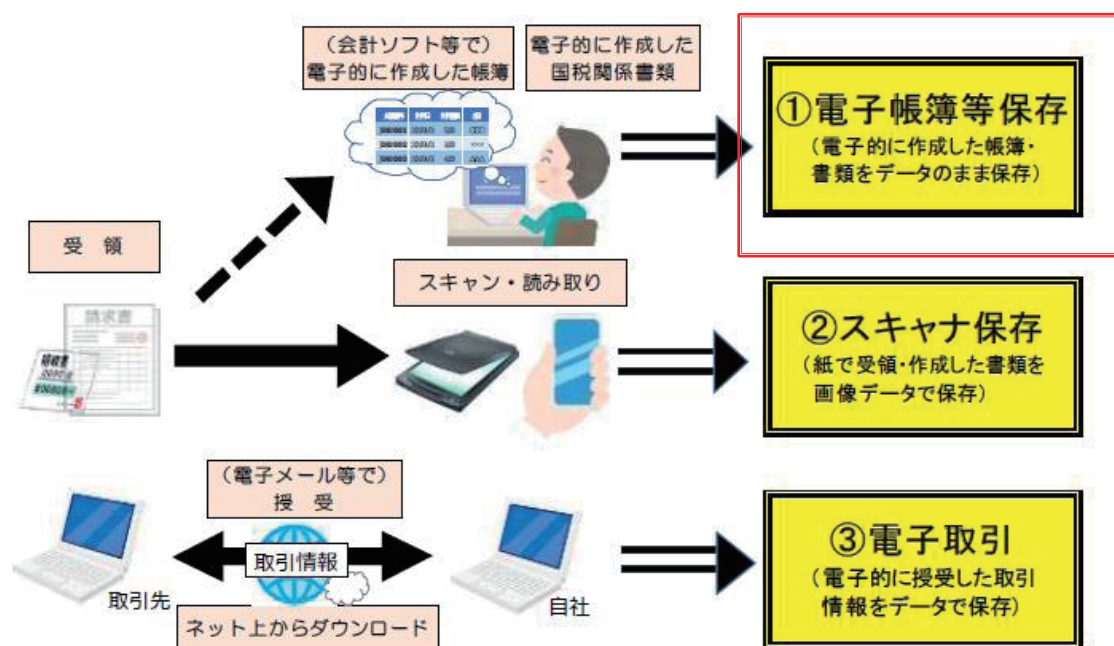


【出典: 国税庁】 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

3

1、電子帳簿等保存

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく以下の3種類に区分されています。



【出典: 国税庁】<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

4

2、電子帳簿等保存

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要でしたが、事業者の事務負担を軽減するため、事前承認は不要とされました。

2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用

2 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿（注1）について優良な電子帳簿の要件（注2）を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿に記録された事項に関し申告漏れがあった場合、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減されます。

2022年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

注1

所得税法・法人税法に基づき青色申告者が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿

注2

改正前の保存要件を満たしている場合には「優良な電子帳簿の要件」を満たしています。

5

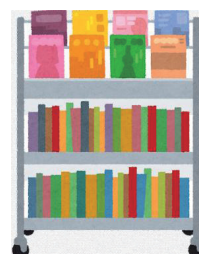
2、電子帳簿等保存

3 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

最低限の要件は以下の通りです。

- ・システム関係書類等
(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等) を備え付けていること
- ・保管場所に、電子計算機 (パソコン等)、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと
- ・税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることが出来るようにしていること

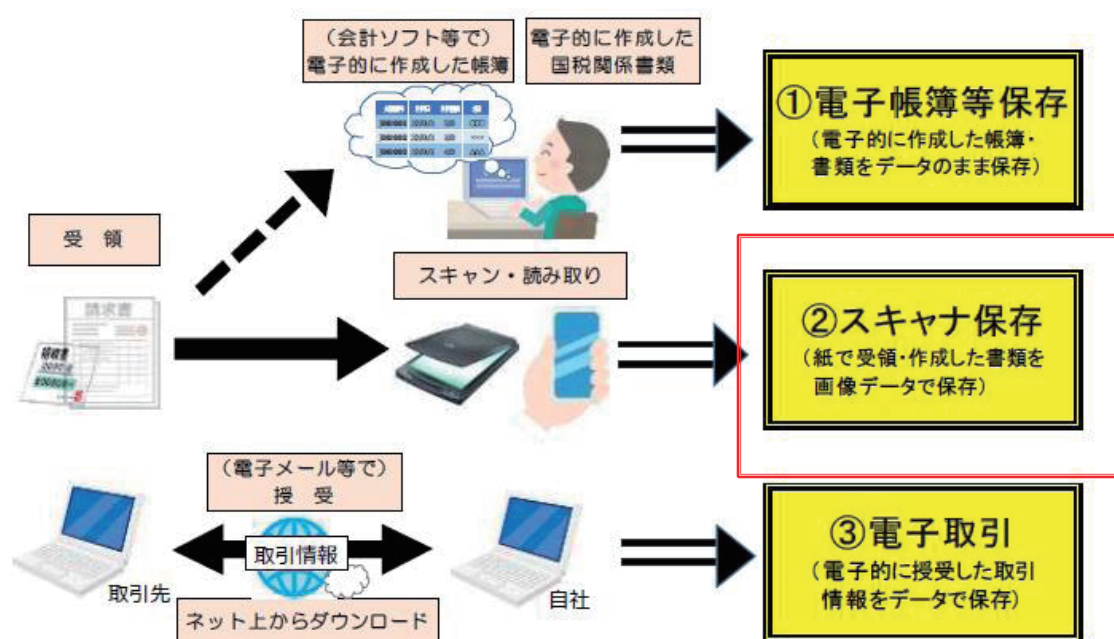
2022年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿について適用



6

3、スキャナ保存

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく以下の3種類に区分されています。



【出典: 国税庁】 <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

7



3、スキャナ保存

1 税務署長の事前承認制度が廃止されました。

2022年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

2 タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- ・タイムスタンプの付与期間が、書類受領後約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- ・受領者等がスキャナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- ・電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
- ・検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保が不要となりました。

2022年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

8



3、スキャナ保存

3 適正事務処理要件が廃止されました。

これまでは不正防止の観点から内部統制の一環として社内規程の整備や相互けん制、定期的な検査などが必要でしたが、相互けん制、定期的な検査、再発防止策の社内規程整備などの「適正事務処理要件」が廃止されました。これにより定期検査に必要だった原本（紙の書類）が不要となり、スキャン後に即廃棄することが可能となりました。

2022年1月1日以後に行うスキャナ保存について適用

4 スキャナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

適正な保存を担保するための措置として、スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

2022年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用



9

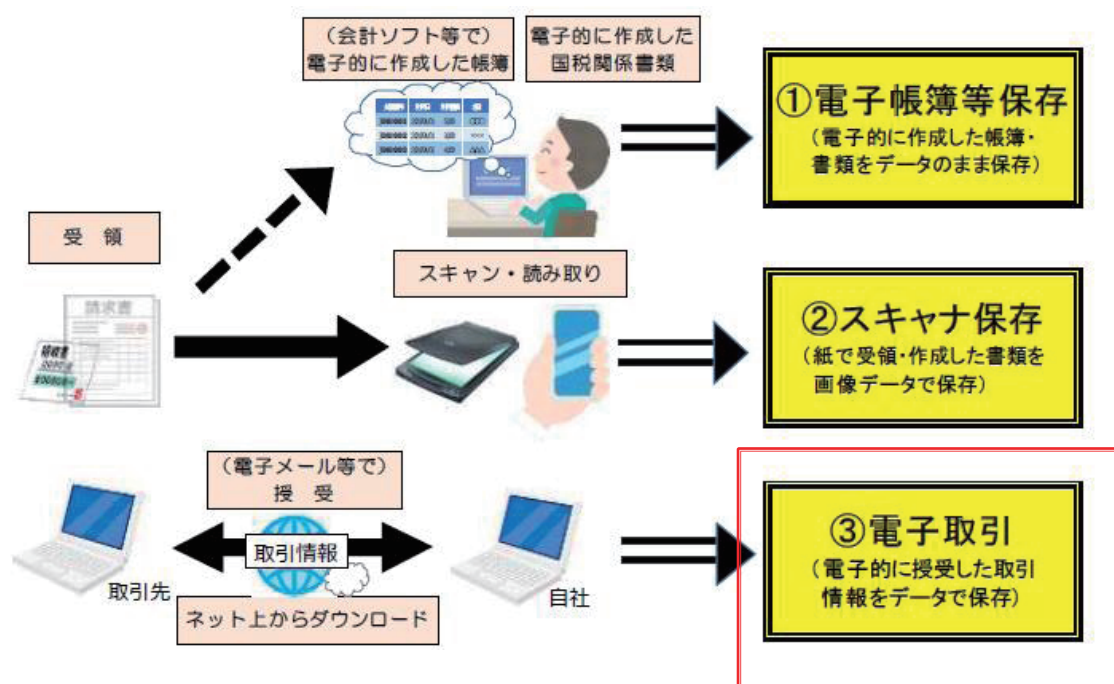
3、スキャナ保存



10

4、電子取引

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく以下の3種類に区分されています。



【出典:国税庁】<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>

11

4、電子取引

ここでいう電子取引とは・・・

取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類の授受を電子データにより行う取引をいいます。

したがって、従業員とのやり取りにより発生する雇用契約書などは取引に関して生じるものではないため対象外です。

卸売業界において想定される電子データにより行う取引例

- ・EDI取引
- ・契約書
- ・電子メールへの添付により授受する商取引情報
- ・インフォマートやアマゾンなど外部システムにアクセスすることにより取得する商取引情報
- ・FAXにより收受する各種取引情報(紙授受するものでなく、電子受信するものに限る)
- ・その他



12

4、電子取引

1 タイムスタンプ要件及び検索要件について次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキャナ保存に関する改正事項」の2と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

（注）「基準期間」とは、法人については電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度

2022年1月1日以後行う電子取引について適用



13

4、電子取引

2 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

- (1) 法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。**PDF等の請求書を印刷して保存する対応が出来なくなります。**

※ 消費税における電子取引の取引情報等に係る電磁的記録については、引き続き出力書面による保存が可能です。

2022年1月1日以後行う電子取引について適用

「電子取引データの保存」として次のページに追加の情報を記載しております



- (2) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

2022年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

14

5、電子取引データの保存

◆ 電子取引とは・・・

◇ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

最終改正日：令和03年03月31日（法律第11号）

2条（定義）

五 電子取引

取引情報（取引に関して受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下同じ。）の授受を電磁的方式により行う取引をいう。

◇ 電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）

（電子取引の範囲）

2-2 法第2条第5号（（電子取引の意義））に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

- (1) いわゆるEDI取引
- (2) インターネット等による取引
- (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

15

5、電子取引データの保存

電子取引の保存の要件は以下の通りです。

- システム書類の備付（自社開発プログラムを使用する場合に限る）
- 見読可能装置の備付
- 検索機能の確保（最低限：日付、金額、支払先と税務職員のダウンロードの求めに応じること）
- 次のいずれかの保存方法（混在可）
 - 1) 発行側でタイムスタンプを付与後に保管
 - 2) 受領時にタイムスタンプを付与して保管
 - 3) 訂正削除履歴を残すシステムか、訂正削除ができないシステムで保管
 - 4) 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け（サンプル例は以下にあり）

- ✓ 検索できる状態で保存することが必要です。メールに添付したままでの保存は認められません。
- ✓ クラウドから抽出された電子データとメールに添付された電子データが同一のものであるときは一方のデータの保存で問題ありません。
- ✓ 正しく保管していない場合、青色申告の取消になる可能性があります。

16

6、参考

詳しくは以下国税庁のHPをご確認ください。

- ・ 電子帳簿保存法が改正されました（令和3年5月）
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021005-038.pdf>
- ・ 「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）（令和3年7月9日）（令和4年1月1日施行分）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/kaiseir030628/index.htm>
- ・ 電子帳簿保存法取扱通達（令和3年7月9日付一部改正分まで更新）（令和4年1月1日施行分）
<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/sonota/030628/index.htm>
- ・ 令和3年7月9日付課総10－10ほか7課共同「『電子帳簿保存法取扱通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）等の趣旨説明について（令和4年1月1日施行分）
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/030628/index.htm>
- ・ 電子帳簿保存法Q & A（一問一答）～令和4年1月1日以後に保存等を開始する方～
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-3.htm>



17